平成２１年（フ）第１５９９号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番37―607号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬14番地の17
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７４号
山口市大内御堀555番地３　江上アパート102号
債務者　豊田美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
山口県防府市華城中央１丁目14番２号
債務者　吉田　資之
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｇ棟505号
債務者　末冨美千子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
山口県岩国市横山３丁目８番13号
債務者　吉岡　信幸
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３３号
山口県大島郡周防大島町大字小松1390番地６
債務者　山本　忠幸
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１４２号
山口県岩国市南岩国町１丁目14番46―207号
債務者　佐藤　公二
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１４７号
山口県岩国市今津町５丁目６番15―103号
債務者　隣　伊都子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２７２号
佐賀県伊万里市松浦町中野原2100番地
債務者　中野多津雄
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲2120番地１下宿ふれあい住宅Ａ棟１号
債務者　中島　映子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３２１号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田1557番地３
債務者　池田由利香
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３２２号
佐賀県藤津郡太良町大字多良6969番地15
債務者　池田　和行
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３０号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲856番地31
債務者　生田　芳江
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１０１２号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南１丁目４番８号
債務者　稲　　伸子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１９３号
福岡県遠賀郡水巻町鯉口７番15号
債務者　宿里　　明
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１３号
北九州市八幡西区永犬丸西町３丁目14番12号
債務者　荒嶽　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２５２号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津３丁目10番１―303号
債務者　森嶋　俊也
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部